

比治山大学・比治山大学短期大学部における公的研究費に関する不正防止計画

平成26年9月3日

学 長 裁 定

比治山大学大学院，比治山大学，比治山大学短期大学部及び比治山大学短期大学部附属幼稚園（以下「本学」という。）における公的研究費の適正な使用を徹底するため，「比治山大学・比治山大学短期大学部における公的研究費の管理・監査等に関する要綱（以下「要綱」という。）」第7条の規定に基づき，次の通り不正防止計画を策定する。

1. 機関内の責任体系の明確化

不正発生の要因	不正防止計画
公的研究費の各責任者及び責任範囲と権限について，学内での意識が低下する。	本学で定める公的研究費の各責任者及び責任範囲と権限について，研修等において定期的に周知するとともに，本学ホームページで学内外に公表することで，意識の向上を図る。

2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

不正発生の要因	不正防止計画
公的研究費の事務処理手続きに関するルールが十分理解されていない。	「比治山大学・比治山大学短期大学部における公的研究費の管理・監査等に関する要綱」にて「公的研究費執行手続き」を策定し，公的研究費の採択を受けた研究者及び事務職員に対して科学研究費助成事業説明会で具体的な内容を周知する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生の要因	不正防止計画
不正防止計画が曖昧である。	不正発生の具体的な要因や背景を把握し，具体的な不正防止計画を策定する。また，モニタリングの結果等を活用し，定期的に見直しを行う。

4. 研究費の適正な運営・管理運動

不正発生の要因	不正防止計画
公的研究費の執行が年度末に集中する。	研究費の執行状況を研究者へ定期的に連絡し、計画的な執行を促す。
特殊な役務（データベース、プログラム及びデジタルコンテンツ等の開発・作成、機器の保守・点検等）に関する検収が不十分である。	データベース、プログラム及びデジタルコンテンツ等の開発・作成等、特殊な役務については、研究者に、発注に先立ち仕様書等を提出させることで、内容を把握する。また、納品・検収は、研究者による動作確認等の検品の後、法人事務局経理・管財・情報メディア課が成果物や完了報告書等により行う。
出張の事実確認が不十分である。	研究者は研究目的との関連を具体的に記載した出張命令書を事前に法人事務局総務企画課に提出し、決裁を受けることとする。また、出張報告書及び出張の事実を証明できる書類等の提出を義務付ける。
換金性の高い物品の管理が不十分となる。	換金性の高い5万円以上の機器（パソコン等）は機器備品として有形固定資産台帳に記載した上で、備品シールを貼付して管理するほか、リスクアプローチ監査による所在確認（現物確認）を行う。また、図書カードやクオカード等の金券の取り扱いについては、受払簿を作成し、受領者に押印させ管理する。

5. 情報発信・共有化の推進

不正発生の要因	不正防止計画
通報窓口が判りにくいため、不正が潜在化する。	通報窓口は、ホームページや要綱等により周知しているが、研究者に対し、説明会や研修等において通報窓口、相談窓口に関する周知徹底を図る。

6. モニタリングの在り方

不正発生の要因	不正防止計画
公的研究費に関する不正の発生要因及び管理体制の検証が不十分となり、適切なモニタリングが実施できなくなる。	内部監査部門は不正防止計画推進部署と連携し、不正防止計画や管理体制が適正であるか検証し、必要に応じて見直しを行う。
監査結果が不正防止対策に活用されていない。	監査結果について、コンプライアンス教育の一環として、学内で周知し、類似事例の再発防止に努める。

附 則（令和２年１０月２３日改正）

この裁定は、令和２年１１月１日から施行する。

附 則（令和３年２月５日改正）

この裁定は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月２３日改正）

この裁定は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年１２月２７日改正）

この裁定は、令和５年１２月２７日から施行する。

附 則（令和６年１２月１０日改正）

この裁定は、令和７年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月２５日改正）

この裁定は、令和７年４月１日から施行する。

附 則（令和８年３月２４日改正）

この裁定は、令和８年４月１日から施行する。